

日本総合歯科学会  
認定総合歯科医 研修カリキュラム

2018.5.14

日本総合歯科学会  
学術委員会・教育検討委員会

わが国における高齢化率は急速に進み、疾病構造の複雑化等に伴い国民の健康・生活習慣や医療提供に関するコンセプトが大きく変化し、医療は病院完結型から地域完結型へ転換している。このような地域医療構想への変革のなかで、歯科医療のニーズも大きく変化し、予防や総合的な診療能力を有して、口腔の健康や機能にかかわる問題について適切な対応等が行え、専門歯科医や多職種との連携医療などを提供できる歯科医師の養成が必要である。

本学会の理念は、総合歯科医療の発展・普及により国民の健康・福祉に資することにあり、使命は「人間中心の医療」に基づいて、ゲートキーパーすなわちプライマリケアに精通した歯科医師を鍛錬し、歯科医療の一翼を担うことにある。

これらに求められる具体的なコンピテンスとして

- I. 安心安全な全人的歯科医療の提供
- II. 地域志向アプローチの実践
- III. 様々な診療の場での継続的な包括的歯科医療アプローチの実践
- IV. 多職種との協働による口腔の治療とケアの実践
- V. プロフェッショナリズムの実践

を挙げた。

認定総合歯科医の専門研修カリキュラムでは、professional autonomy を基盤とした「全人的歯科医療の実践」を念頭に、上述した5つのコンピテンスと18のコンピテンシー（次項に記載）を獲得することを掲げた。続いて、各コンピテンシーにおいてはそれぞれを達成するための複数の研修目標を設定した。

日本総合歯科学会の認定総合歯科医を目指す歯科医師は、本研修カリキュラムを参考に研鑽されることを期待する。

## 目 次

### 【認定総合歯科医が修得すべきコンピテンスおよびコンピテンシー】

I.	安心安全な全人的歯科医療の提供	3
1.1	患者中心の歯科医療の修得	
1.2	コミュニケーション技法の修得	
1.3	歯科診療の現場での医療安全・感染管理の実践	
II.	地域志向アプローチの実践	4
2.1	保健・医療・介護・福祉事業への参画	
2.2	地域ニーズの把握とアプローチの実践	
III.	様々な診療の場での継続的な包括的歯科医療アプローチの実践	4
3.1	多様かつ複雑な健康問題への対応	
3.2	的確な臨床推論能力の修得	
3.3	外来での口腔健康増進・疾病予防・治療・リハビリテーションの実施	
3.4	緊急性を要する疾患や障がいの初期診療	
3.5	病棟での周術期の入院患者に対する口腔の治療とケア	
3.6	在宅等での被介護患者に対する口腔の治療とケア	
3.7	継続的な口腔の治療とケアの提供	
IV.	多職種との協働による口腔の治療とケアの実践	7
4.1	多職種協働のチーム医療の実施	
4.2	医療機関連携および医療・介護連携の実施	
4.3	所属医療機関の運営マネジメント能力の修得	
V.	プロフェッショナリズムの実践	8
5.1	倫理観と説明責任	
5.2	自己研鑽	
5.3	研究と教育	

### 【具体的な研修項目の例示】

1.	歯科診療の現場での医療安全管理	10
2.	口腔診察・検査・治療計画立案・治療手技等	10
3.	一般的な口腔疾患・障がいに対する個別処置	12
4.	周術期における口腔管理	14
5.	在宅等での療養患者への歯科訪問診療	15
6.	医療・介護の連携活動	15
7.	保健事業・予防医療	15

## 【認定総合歯科医が修得すべきコンピテンスおよびコンピテンシー】

コンピテンスは基本的にはすべて研修することが必要である。ただし所属する歯科医療施設によっては修得が容易でない項目も含まれていることから、一部のコンピテンシーでは研修目標を選択して研修することも可能とする。

### I. 安心安全な全人の歯科医療の提供

全人の医療の重要性を理解し、コミュニケーションを重視した患者中心の歯科医療を提供する。

コンピテンシー1：患者中心の歯科医療を実践する。

研修目標：

- 1.1.1 患者の健康観を把握し、口腔の治療とケアに応用できる。
- 1.1.2 患者を取り巻く家族、社会、文化等の環境を含めて、患者の口腔の健康問題を理解・評価できる。
- 1.1.3 口腔の健康問題に対する解決法の立案に際し、患者の QOL が向上し豊かな人生を送ることができるよう、総合的な歯科医療を計画できる。

コンピテンシー2：医療面接において患者との信頼関係を構築するとともに、円滑な対話を通して患者の様々な健康問題を解決するために、コミュニケーション技法とその応用方法を修得する。

研修目標：

- 1.2.1 言語的・非言語的なコミュニケーション技法を適切に使うことができる。
- 1.2.2 口腔の健康問題への患者の解釈モデル・感情・医療者や予後への期待を適切に聴取できる。
- 1.2.3 患者個人のもつ多様性に視点を当て、価値観を認め協働的な意思決定ができる。
- 1.2.4 患者の行動変容を促すために動機づけ面接の技法を適切に使うことができる。
- 1.2.5 受容・共感的な態度で、患者や家族と面接の流れの中で信頼関係を形成できる。

コンピテンシー3：歯科診療の現場で安心・安全な歯科医療を提供するために、医療安全・感染管理を実践する。

研修目標：

- 1.3.1 医療事故防止のための予防対策を策定し、実践できる。
- 1.3.2 スタンダードプリコーションを実践できる。
- 1.3.3 医薬品の有害事象情報の収集と安全管理を実践できる。
- 1.3.4 医療機器の安全管理が実践できる。
- 1.3.5 全身疾患を有する患者の歯科治療の際に、全身管理を実施でき、必要に応じて専門

の歯科医師に紹介ができる。

## II. 地域志向アプローチの実践

地域住民を対象とした口腔保健啓蒙活動・歯科健康診断等の事業に積極的に参画とともに、地域ニーズに応じた体系的なアプローチを通じて、地域全体の口腔の健康増進に寄与する。

コンピテンシー1：わが国の医療制度や地域の保健・医療・介護・福祉の現状を把握し、地域の口腔保健・歯科医療等の事業に積極的に参画する能力を修得する。

研修目標：

- 2.1.1 わが国の保健・医療・介護・福祉に関連する制度やその背景を説明できる。
- 2.1.2 地域の口腔の健康に関する概念や価値観を把握できる。
- 2.1.3 地域の保健・医療・介護・福祉に関する事業や、社会資源・サービスの実態および問題点を抽出し評価できる。
- 2.1.4 地域歯科医師会あるいは行政の一員として、学校保健、産業保健、介護保険等の地域の保健・医療・介護・福祉に関する事業に積極的に参画し、地域の健康向上に貢献できる。
- 2.1.5 高齢者、要介護者、障がい者・児等の口腔の健康問題を有する可能性の高い集団に対する歯科医療に貢献できる。

コンピテンシー2：地域の現状から口腔健康に関する問題を把握し、その解決のための各種会議への参加や住民組織との協働および地域ニーズに適応した診療で貢献できる。研修目標 2.2.2、2.2.3 は実践することが望ましい。

研修目標：

- 2.2.1 地域住民の口腔の健康に関する問題を把握できる。
- 2.2.2 行政や地域歯科医師会が主催する地域の健康づくりや、地域の歯科医療提供体制等に関する会議等に参加し、各種の計画立案に参画できる。
- 2.2.3 保健・医療・介護・福祉に関わる住民組織に協力できる。
- 2.2.4 地域のニーズ等に応じて自身の診療範囲や診療内容を変化させ、臨機応変に対応できる。

## III. 様々な診療の場での継続的な包括的歯科医療アプローチの実践

口腔プライマリケアの現場では、患者の訴えと検査結果からの適切な臨床推論に基づいた総合的な診断・治療のみならず、予防および口腔機能のリハビリテーション、さらに健康増進まで、多様な口腔の健康問題に対する包括的なアプローチが必要である。また、診

療の場は、外来のみならず救急や病棟、在宅等と多様であるため、地域における歯科の「ホームドクター」として継続的かつ一貫性をもった総合的な歯科医療を提供することが肝要である。

コンピテンシー1：多様な訴えをもつ患者や複雑な問題を抱える患者の初期診療で、自己の能力と限界を理解した上で適切な歯科医療を提供する能力を修得する。

研修目標：

- 3.1.1 患者の年齢、性別にかかわらず、口腔の問題に対する相談に対応できる。
- 3.1.2 小児、思春期、成人、老年期のすべての時期の患者に対して、その時期に応じた予防・健康増進をも含む歯科医療を提供できる。
- 3.1.3 口腔の健康で種々の問題を抱える患者に対し、診断・治療において適切かつ総合的な歯科医療を提供できる。
- 3.1.4 自身の能力と限界を認識し、他の専門歯科医との連携や紹介等の判断ができる。

コンピテンシー2：地域住民が初めに受診する際に、安全かつ効率的な歯科医療を提供するために、的確な臨床推論能力を修得する。

研修目標：

- 3.2.1 患者の抱える問題を病歴、口腔内所見から判断することができる。
- 3.2.2 必要な検査を的確に選択し、その結果を解釈して鑑別診断ができる。
- 3.2.3 科学的根拠や診療ガイドラインに基づき、必要な場合には他の歯科医師や専門歯科医からのアドバイスも加味し、情報を吟味することができる。
- 3.2.4 患者と共に効率的な診断・治療計画の決定を行い、柔軟に実施できる。

コンピテンシー3：外来での日常診療を通じて、恒常的に口腔の健康増進や予防、治療および口腔機能リハビリテーションを提供できる能力を修得する。

研修目標：

- 3.3.1 患者に適切な情報を提供し、カウンセリングを行うことができる。
- 3.3.2 口腔の健康教育などの予防的ケアを適切に提供できる。
- 3.3.3 健康診断等のスクリーニング評価を通じ、疾患あるいは罹患リスクを早期に把握して的確な口腔の治療とケアを提供できる。
- 3.3.4 行動医学に基づき、患者を意識変容、行動変容に導くように対応できる。
- 3.3.5 必要な場合には多職種と協働しながら、口腔の治療とケアを提供できる。

コンピテンシー4：緊急性を要する疾患や障がいの初期診療に関して、適切に対応するため必要な能力を修得する。

研修目標：

- 3.4.1 口腔内の重大な疾患を見逃さず、歯科的な救急症例の一部あるいは全部を担当できる。
- 3.4.2 疾患や障がいの程度を評価し専門医への紹介の必要性を判断し、すみやかに紹介できる。
- 3.4.3 災害時には、地域の資源に応じた適切な救急歯科医療を担い、正常な診療体制構築までの外来・在宅歯科医療を実施できる。

コンピテンシー5（主に病院歯科に所属する総合歯科医の目標）：病棟で周術期の入院患者に対し、頻度の高い口腔の疾患や障がいに応じた治療とケアを行うために、必要な能力を修得する。

研修目標：

- 3.5.1 入院中の患者の周術期口腔管理を多職種と連携して実践できる。
- 3.5.2 周術期口腔管理を要する患者の入院時に、入院前、退院後の外来・在宅歯科医療を担当する他の歯科診療機関との連携の下で切れ目のない口腔の治療とケアを提供できる。
- 3.5.3 患者の心理や社会的背景への対応ができる。

コンピテンシー6（主に地域歯科診療所に所属する総合歯科医の目標）：在宅歯科医療において健康寿命を延長に寄与するために、適切な口腔の治療とケアの提供に必要な能力を修得する。

研修目標：

- 3.6.1 在宅療養する高齢患者に対して、口腔機能を評価して問題解決のための対応ができる。
- 3.6.2 在宅療養する障がい者・児に対して、障がいのレベルや生活内容を把握し、口腔内の諸問題に対応できる。
- 3.6.3 在宅医療に関する制度を理解した上で、各種連携やチーム医療に必要な書類の内容を把握し、多職種と連携し協働することができる。
- 3.6.4 在宅医療において倫理的判断ができる。

コンピテンシー7：歯科医師・患者関係の継続性、地域の歯科医療機関としての住民との継続的な関係や他の医療機関との継続的な診療情報の共有関係を構築する能力を修得する。

研修目標：

- 3.7.1 患者の抱える口腔健康問題について継続的に関わり、得られた情報を応用して歯科医師・患者間の信頼関係を構築し診療できる。
- 3.7.2 地域における自施設の役割を十分に理解し、地域との長期的な関係継続を目指した口腔の治療とケアを提供できる。

3.7.3 診療情報の継続性を保ち、自己省察や学術的利用に耐えうる適切な診療記録を記載できる。

#### IV. 多職種との協働による口腔の治療とケアの実践

歯科医療の実践において、患者の全身的な健康問題が深く関わることは言うまでもない。質の高い歯科医療を提供するためには、地域医療においては多職種との良好な連携体制に加えて、医療機関同士あるいは医療・介護サービス間での円滑かつ切れ目ない連携が必要となる。さらに、所属する医療機関内においても多職種との良好な連携のとれた体制は質の高い診療の提供には必須となり、そのマネジメントが必要となる。

コンピテンシー1：被介護患者への医療・ケアの提供は介護に関わる多職種チーム全体で対応するため、様々な職種の人と良好な人間関係を構築し、そのチームの一員として協働する能力を修得する。

研修目標：

- 4.1.1 共に働く他の職種に対して尊敬の念を払い、共感的かつ誠実な態度がとれる。
- 4.1.2 施設内に勤務する全ての職種の職員と協働できる。
- 4.1.3 地域の保健・福祉職と協働できる。
- 4.1.4 地域の医療機関・福祉機関・行政機関と連携できる。
- 4.1.5 様々なスタッフや組織と協働し質の高い歯科医療を提供して、患者の診療やケアにおいてチームの力を最大限に発揮することに貢献できる。

コンピテンシー2：切れ目のない歯科医療を提供するために、被介護患者に対して医療機関内ののみならず他の医療機関、介護サービス事業者等と円滑に連携できる能力を修得する。

4.2.2 については、病院歯科に所属する総合歯科医は可能であれば実践することが望ましい。

研修目標：

- 4.2.1 他の医療・介護施設から自施設に紹介される患者について、適切な情報を収集し、良質な歯科医療を提供できる。
- 4.2.2 退院して自宅での在宅ケアを受ける患者の口腔の治療とケアを、多職種と連携しながら立案し、実行できる。
- 4.2.3 他の医療・介護・福祉関連施設と連携・協働する際に、患者の診療情報を適切に診療情報提供書へ記載し、速やかに情報提供できる。

コンピテンシー3：所属する医療機関の良好な運営に寄与するために、マネジメント能力を修得する。

研修目標：

- 4.3.1 患者が口腔内の多様な健康問題を気軽に相談できるよう、受診の利便性に配慮でき

る

- 4.3.2 医療事故防止、感染症対策、廃棄物の分別・処理、放射線防護等の安全管理を実施できる。
- 4.3.3 基本的な医療機器の管理ができる。
- 4.3.4 主な診療行為にかかる費用や診療報酬および保険医療の適応範囲を理解し、診療に反映できる。
- 4.3.5 施設内に勤務するスタッフと共に、医療サービスの計画・実施・評価ができる。
- 4.3.6 スタッフの管理・教育を実施できる。

## V. プロフェッショナリズム

歯科医師としての倫理観や説明責任を理解し常に認識して、総合歯科医は口腔プライマリケアの専門家であることを自覚しながら診療にあたることが必要である。また、自己研鑽に勤めるとともに、歯科医療の発展に資するべく、教育や学術活動に積極的に携わることが求められる。

コンピテンシー1：医療従事者の倫理を認識し、総合歯科医としての専門性を意識しつつ診療を行うために必要な知識・態度を修得する。

研修目標：

- 5.1.1 医療従事者として求められる倫理に従って行動できる。
- 5.1.2 患者の最善の利益を常に考え、歯科医療を提供でき、また説明責任を果たすことができる。
- 5.1.3 患者・家族や社会に対して共感的かつ誠実な態度が取れる。
- 5.1.4 総合歯科医の果たす役割や責任を理解し、行動できる。
- 5.1.5 へき地・離島、被災地など歯科医療のアクセスが困難な地域でも、可能な限りの歯科医療を提供できる。

コンピテンシー2：十分な診療能力を維持し、さらに向上させるために生涯研修の習慣を修得する。

研修目標：

- 5.2.1 自身の行動を振り返り、自己あるいは第三者からの評価を受けて、自身の行動と組織のシステムをよりよい方向に改善する省察的実践ができる。
- 5.2.2 診療で生じた出来事を振り返り省察して、以降の研修やその課題を見出すことができる。
- 5.2.3 自らの成長を促す学びに関する目標を考え、その優先順位をつけることができる。
- 5.2.4 学びが得られ自らが成長できる職業上の人的ネットワーク・研修の資源を自ら開拓・開発し、診療の質を維持・向上できる。

5.2.5 質の高い診療を行うために、自らの心身の自己管理ができる。

コンピテンシー3（主に大学に所属する総合歯科医の目標）：総合歯科医療の発展のために、教育者あるいは研究者として学術活動を継続して行う習慣を修得する。以下の個別行動目標は、実践することが望ましい。

研修目標：

- 5.3.1 学生ならびに研修歯科医等の後進に向けた教育を、企画・実施・評価・改善できる。
- 5.3.2 専門職連携教育を提供できる。
- 5.3.3 歯科医療における研究の意義を理解し、日々の臨床の中から研究課題を見つけ出して症例報告や臨床研究等を様々な形で発表できる。
- 5.3.4 量的研究、質的研究の方法と特徴について理解し、それらを吟味しエビデンスとして自らの診療に活かすことができる。

## 【具体的な研修項目の例示】

各研修施設ではこの例示を参考にし、全てのコンピテンスが網羅できる研修プログラムを立案するとともに、申請の上、研修施設資格審査委員会にて承認を得た上で実施することとする。

※は努力目標とし、経験することが望ましい項目である。

### 1. 歯科診療の現場での医療安全管理を実践する。

#### 1.1 医療事故防止の理解と実践

##### 1.1.1 医療事故予防対策の策定

##### 1.1.2 安全管理のための指針・マニュアルの作成

##### 1.1.3 医療事故発生時には救命措置を最優先した的確な対応

##### 1.1.4 医療事故が生じた際には、その医療事故の評価・分析と再発防止対策の策定と実施

#### 1.2 院内感染対策にための理解と実践

##### 1.2.1 院内感染対策マニュアルの策定

##### 1.2.2 スタンダードプリコーションの実践

##### 1.2.3 器材の洗浄・消毒・滅菌

##### 1.2.4 廃棄物の分別および感染性廃棄物の処理

##### 1.2.5 歯科治療室・歯科用ユニットの感染予防対策の実施

#### 1.3 医薬品の安全管理の理解と実践

##### 1.3.1 医薬品に係る副作用・事故等の有害事象情報の収集

##### 1.3.2 医薬品の取扱いについての業務手順の確立・実施

#### 1.4 医療機器安全管理の理解と実践

##### 1.4.1 医療機器の定期的な保守点検

##### 1.4.2 医療機器についての保守点検計画の立案と保守点検および修理の記録と保管

### 2. 総合歯科診療の現場で高頻度に遭遇する一般的な口腔症候や疾患への評価、口腔診察と検査およびそれらに基づいて包括的な診療計画を立案した上で歯科医療を実践する。

#### 2.1 以下の口腔診察の技術を安全かつ適確に実施できる。

##### 2.1.1 小児の一般的口腔診察及び乳幼児のスクリーニング診察

##### 2.1.2 成人患者への口腔診察（歯、歯肉、口腔粘膜等）

##### 2.1.3 高齢患者への摂食嚥下機能の評価を含めた口腔診察

#### 2.2 以下の検査・治療手技領域の技術を安全かつ適確に実施でき結果を解釈できる。

2.2.1 臨床検査または治療のために以下の手技を実施できる。

2.2.1.1 簡易機器による歯齶生死検査

2.2.1.2 X線検査(デンタルX線検査等の口内X線単純撮影検査法・パノラマ断層撮影検査)

2.2.1.3 歯周検査

2.2.1.4 バイタルサイン測定(生体監視モニターの使用:心電図、血圧計、パルスオキシメーター)

2.2.1.5 細菌簡易培養検査

2.2.1.6 スタディモデル等

2.2.2 次の検査の適応を判断して実施できることが望ましく、結果を解釈できる。

2.2.2.1 X線検査(パノラマ断層撮影検査を除く口外法およびコーンビームCT検査)

2.2.2.2 口腔粘膜等の生検※

2.2.2.3 頸運動関連検査(フェイスボウトランスマーカー・ゴシックアーチ描記とチェックバイト・パントグラフ・マイオモニター・咬合音・筋電図検査等)

2.2.2.4 摂食嚥下機能の検査※

2.2.3 検査結果から、以下の項目について判断できる。

2.2.3.1 小児及び乳幼児の口腔発育の程度を判断し、歯科医療の介入の必要性の有無と時期

2.2.3.2 成人患者での歯科医療の介入の必要性の有無

2.2.3.3 高齢患者(通院困難な要介護高齢者を含む)の摂食嚥下訓練や歯科医療の介入の必要性の有無

2.2.4 診察、検査の結果から患者の状況に応じた包括的な歯科診療計画の立案

2.2.4.1 小児及び乳幼児の口腔の発育を考慮した歯科診療計画の立案と、患者の保護者への説明

2.2.4.2 成人患者の総合的な歯科診療計画の立案と、患者・家族等への説明

2.2.4.3 全身疾患有する患者の全身状態を考慮した、歯科診療計画の立案と患者・家族等への説明

2.2.4.4 高齢患者(通院困難な要介護高齢者を含む)の全身状態を考慮した歯科診療計画の立案と、患者・家族・介護者等への説明

2.2.4.5 障がい者・児の総合的な歯科診療計画の立案と患者、家族、介護者等に説明できる。

2.2.5 適切な薬物治療を実施できる。

2.2.5.1 使用頻度の多い薬剤の副作用・相互作用・形状・薬価・保険適応を理解した上での処方

2.2.5.2 適切な処方箋の記載と発行

2.2.5.3 調剤薬局との連携

## 2.2.6 乳幼児・学童期での歯科医療

### 2.2.6.1 検診等での口腔状況の評価と歯科医療介入の判断

### 2.2.6.2 乳幼児期・学童期の口腔機能の成長発育を考慮した歯科医療の提供

### 2.2.6.3 乳幼児期・学齢期の適切な口腔機能（咀嚼機能等）回復

## 2.2.7 矯正歯科治療

### 2.2.7.1 学校検診等で歯科健診の歯列・咬合状態の評価

### 2.2.7.2 要精査を主訴とする患者に対しての矯正専門医への照会・紹介

### 2.2.7.3 歯の移動を行うことで生じる歯と歯周組織の疾病予防

## 2.2.8 障がい者・児における口腔の治療とケア

### 2.2.8.1 医療面接や身体診察から障がいのレベルの評価・判断

### 2.2.8.2 障がいと疾患との関連性を含め患者の歯科的な問題の把握

### 2.2.8.3 障がいと疾患との関連を考慮した包括的な歯科診療計画の立案と患者や保護者への説明

### 2.2.8.4 障がいの内容、レベルに応じて工夫した口腔保健指導や歯科治療。

### 2.2.8.5 薬物を使用しない行動調整を用いた歯科治療 ※

### 2.2.8.6 必要に応じて、全身麻酔や鎮静設備を有する施設の専門歯科医との連携や紹介

## 2.2.9 全身疾患有する患者の歯科治療の際に、適切な医療管理が実施できる。

### 2.2.9.1 医療面接より、歯科治療における医療管理が必要であるかどうかの判断

### 2.2.9.2 患者が通院している医療機関に文書での問い合わせ

### 2.2.9.3 歯科治療の際には医療管理の実施

### 2.2.9.4 必要に応じて、専門の歯科医師のいる医療施設等への紹介

## 2.2.10 診療時に予期せず発生した緊急事例に対し、救急処置を実施できる。

### 2.2.10.1 歯科で起こりやすい緊急事例（誤嚥・誤飲、過換気症候群等）への対応

### 2.2.10.2 酸素吸入器の的確な取り扱いと酸素吸入操作

### 2.2.10.3 一次救命処置（BLS）

### 2.2.10.4 自動体外式除細動器(AED)の使用

### 2.2.10.5 二次救命処置・成人心肺蘇生法（ICLS または ACLS）※

### 2.2.10.6 必要な場合は、専門医へのすみやかな連絡と緊急搬送

3. 歯科で高頻度に遭遇する一般的な疾患・障がいに対して、以下に示す個別の処置を実施する。なお、必要に応じて他の専門医・医療職と連携をとり他の専門医との相談や患者の紹介等の対応を適切に実施する。

### 3.1 歯科疾患の予防

- 3.1.1 齧歎予防についての説明と実施
- 3.1.2 歯周病予防について説明と実施

### 3.2 歯科疾患管理・口腔機能維持管理

- 3.2.1 歯科治療の予後の予測と歯科疾患管理・口腔機能維持管理の実施
- 3.2.2 治療後のメインテナンスの必要性の患者への説明と実施
- 3.2.3 経時的に変化する口腔内に対応した補綴物の調整
- 3.2.4 その他の歯科疾患管理・口腔機能維持管理

### 3.3 麻酔・切開・止血・縫合等の処置

- 3.3.1 局所麻酔（浸潤麻酔注射・伝達麻酔注射）
- 3.3.2 簡単な切開・異物摘出・ドレナージ
- 3.3.3 止血・縫合法

### 3.4 齧歎およびそれに継発する疾患での保存的処置

- 3.4.1 齧歎処置および歯冠修復（充填）
- 3.4.2 漂白処置
- 3.4.3 歯髄保護処置
- 3.4.4 知覚過敏抑制処置
- 3.4.5 拔髄処置
- 3.4.6 感染根管処置
- 3.4.7 生活歯髄切断
- 3.4.8 失活歯髄切断
- 3.4.9 外科的歯内療法（歯根端切除手術）

### 3.5 歯周病処置

- 3.5.1 スケーリングおよびルートプレーニング
- 3.5.2 暫間固定
- 3.5.3 サポーティブペリオドンタルセラピー（SPT）およびメインテナンス
- 3.5.4 歯周外科手術

### 3.6 口腔内・外の消炎手術

- 3.6.1 智歯周囲炎の歯肉弁切除
- 3.6.2 歯肉膿瘍切開
- 3.6.3 骨膜下膿瘍あるいは口蓋膿瘍切開
- 3.6.4 顎炎または顎骨骨髓炎消炎処置
- 3.6.5 口腔外消炎手術 ※

### 3.7 抜歯やその他の手術

- 3.7.1 普通抜歯
- 3.7.2 難抜歯
- 3.7.3 ルートアンプテーション、ヘミセクション、トライセクション、ルートセパレーション等
- 3.7.4 埋伏歯の抜歯 ※
- 3.7.5 抜歯窓再搔爬手術
- 3.7.6 歯槽骨成形手術あるいは骨瘤除去手術
- 3.7.7 歯根囊胞摘出手術
- 3.7.8 歯肉・歯槽骨腫瘍手術 ※
- 3.7.9 脱臼歯の再植・固定
- 3.7.10 顎関節脱臼非観血的整復術
- 3.7.11 歯槽骨骨折非観血的整復術
- 3.7.12 創傷処理（口腔内縫合術）
- 3.7.13 顎・口唇・舌小帯形成術 ※
- 3.7.14 腐骨除去手術 ※

### 3.8 補綴処置

- 3.8.1 冠橋義歯補綴
- 3.8.2 局部床義歯補綴
- 3.8.3 全部床義歯補綴
- 3.8.4 インプラント補綴 ※
- 3.8.5 顎顔面補綴 ※

### 3.9 顎関節症およびその他に対する処置

- 3.9.1 薬物治療
- 3.9.2 スプリント療法
- 3.9.3 咬合調整（必要な場合）
- 3.9.4 ブラキシズムに対するスプリント

4. 病院医科でがん等に係る全身麻酔による手術、または放射線治療もしくは化学療法に係る手術を実施する患者の周術期における口腔管理を実践する。

4.1 患者および家族への周術期口腔管理計画の説明

4.2 多職種と連携しながら適切な口腔の治療とケアの実施

4.3 入院時にはかかりつけの歯科医療機関との連絡、退院時には患者の希望に応じてかかりつけあるいは地域歯科医療機関への紹介

4.4 入院前、退院時には、病院歯科の担当医との連携と継続的な口腔の治療とケアの提供

5. 在宅等において療養を行っている通院が困難な患者にする歯科訪問診療を実践する。

5.1 患者の病状・病態についての医師との情報交換

5.2 歯科治療の介入の要否の判定と口腔機能の評価

5.3 歯科疾患の状況等を踏まえた歯科疾患管理計画の立案患者・家族・介護者等への説明

5.4 医師や看護師、言語聴覚士等の他の医療職と連携し、患者の病態・病態に則した口腔の治療とケアの提供

6. 地域の歯科医師会や行政と協力し、地域での口腔保健・疾患予防活動に寄与するために、以下の活動を経験する。

6.1 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校や公民館などの地域における口腔健康の啓蒙活動および口腔健康診査

6.2 産業保健活動への協力

以上